

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

告 示

静岡市告示第230号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 14 日

静岡市長 難 波 喬 司

記

（区域 1）

1 形質変更時要届出区域

静岡市清水区袖師町字昭和1950番の一部（別図「区域 1」のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が第二溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。）第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当する。

（区域 2）

1 形質変更時要届出区域

静岡市清水区袖師町字月見1920番並びに字昭和1950番、1950番 8 及び1950番 8 地先（無知番地）のそれぞれの一部（別図「区域 2」のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特

定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、施行規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当する。

(区域3)

1 形質変更時要届出区域

静岡市清水区袖師町字月見1920番11及び字昭和1950番5のそれぞれの一部（別図「区域3」のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

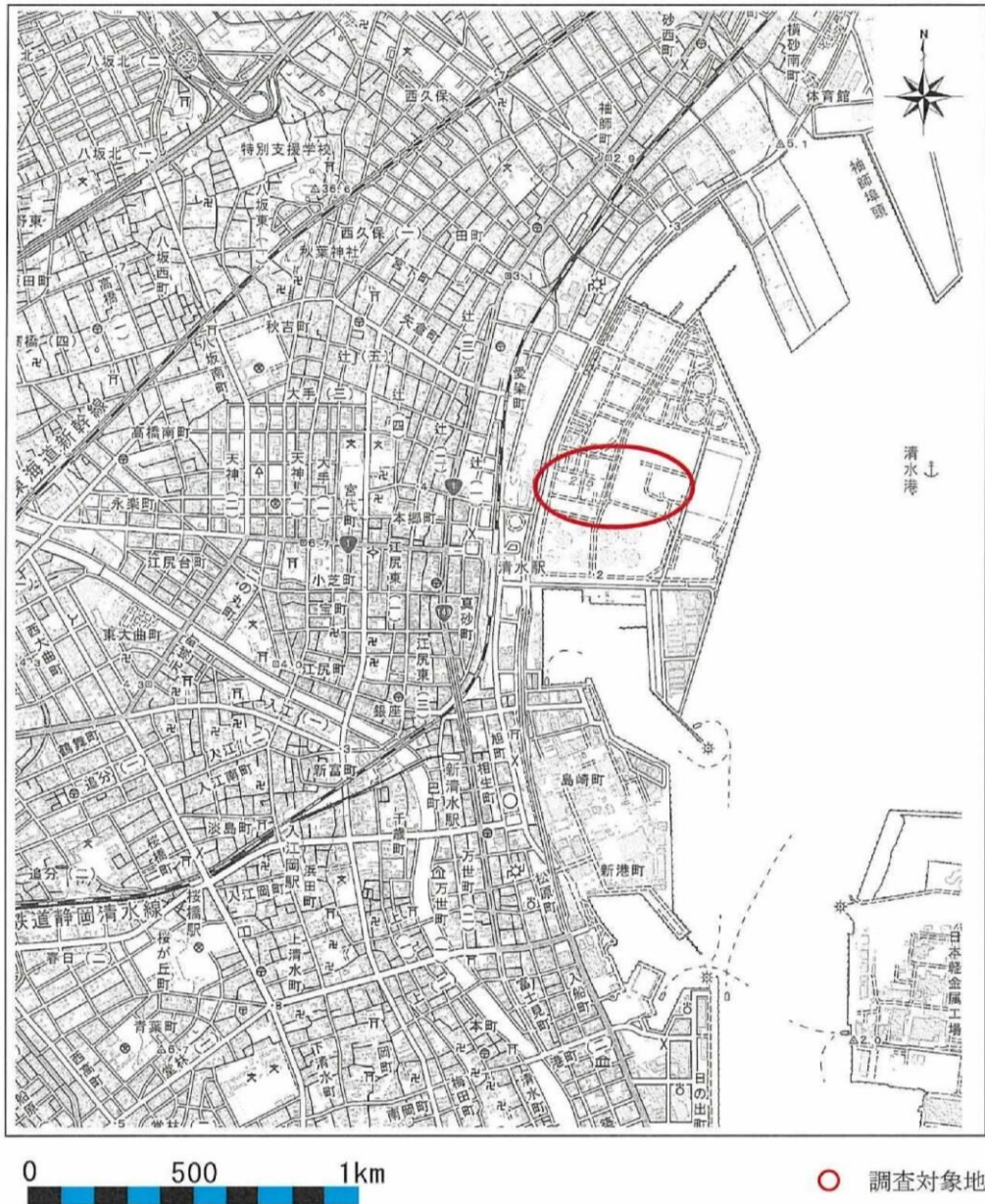
ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、施行規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当する。

別図 (周辺地図)



静岡市清水区袖師町字月見1920番及び1920番11並びに字昭和1950番、1950番5、1950番8及び1950番8地先（無地番地）のそれぞれの一部

(平面図)

